

制度趣旨

基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組を促進し、その効果検証を踏まえ今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

制度概要

一定の要件を満たす大学が先導的な取組を行うため、学部・学科等の教育活動を単位として申請計画書等を文部科学省へ提出し、有識者会議等において要件の適合性を確認した上で当該申請計画書等の内容に問題がない場合、文部科学大臣が当該大学を認定することにより、教育課程等の特例が適用され、当該大学の当該学部学科等において、当該申請計画書で記載される**大学設置基準等の規定（特例対象規定※）によらない当該申請計画書に基づく教育活動が可能となる制度。**

※特例対象規定

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）
 第22条（1年間の授業期間）
 第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、
 第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
 第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）
 第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）
 第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）
 第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）
 第45条第1項～第3項（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）
 第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）
 第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）
 第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

参考

●大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄） （第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例）

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十條第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七條、第三十七條の二、第四十一条第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二條の八、第四十五條第一項から第三項まで、第四十七條、第四十八條、第五十二條第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十六條の六又は第五十六條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。